

別記1

観音寺市広告付き番号案内表示システム設置事業者審査基準

審査基準	具体的な内容	評価点		
①広告料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月間広告料（応募者内の順位） ※消費税及び地方消費税を含む。 行政財産の目的外使用料及び電気料は含まない。 	最高広告料 25	次点以下は次の計算式による。 $\text{提示広告料} \div \text{最高広告料} \times 25$ = 審査点数（小数点以下切捨て）	
②取扱実績数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度から令和7年度までの観音寺市広告付き番号案内表示システム設置事業と類似業務の取扱実績数（応募者内の順位） 	1位 15	その他 10	最下位 5
③設置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備本体の構造、配置、サイズ等 ・ 電源の管理方法 ・ 広告募集の方法、広告審査体制等 ・ 安全対策（転倒及び悪戯防止） ・ 事業の目的及び趣旨を十分に踏まえた上での企画提案 	優 40	良 20	可 5
④管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理及び緊急時の対応 	優 20	良 10	可 5